

印西市空家等対策協議会設置要綱を次のように定める。

資料 2

平成 30 年 8 月 1 日

印西市長 板 倉 正 直

印西市告示第 151 号

印西市空家等対策協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、印西市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(協議事項)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 空家等対策計画の実施に係る次に掲げる事項に関すること。

ア 特定空家等の判断

イ 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針

ウ 特定空家等に対する措置の方針

- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 4 条 協議会は、市長及び委員をもって組織する。

2 委員は、9 人以内として、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域を代表する者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、市長をもって充てる。

(会議)

第6条 協議会の会議は会長が招集する。

2 議長は、会長をもって充て、副議長は、委員の互選によりこれを定める。

3 議長は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を述べさせることができる。

(守秘義務)

第7条 協議会の委員及び会議に出席を求められた者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市建設部建築指導課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

